

感染拡大防止を目的とした「東京都感染拡大防止協力金」の対象外事業者のうち、市民の日常生活を支え、感染拡大防止にご協力いただける方を、武蔵野市が独自に支援します。

武蔵野市感染拡大防止 中小企業者等緊急支援金

法人:30万円
(市内で複数運営する事業者は60万円)

個人事業主:15万円
(市内で複数運営する事業者は30万円)

※なお、本支援金は、国の「持続化給付金」、東京都の「感染拡大防止協力金」と同じく、課税対象となります。

給付対象

①～⑥すべてに該当している事業者

- ① 中小企業者、小規模企業者、個人事業主または会社以外の法人^{*}であること
- ② 4月10日以前から事業を開始しており、「東京都感染拡大防止協力金」の対象施設に該当しないこと
- ③ 市内において、店舗、施設または訪問サービス等を行っている事業所（以下「店舗等」という。）を有すること
- ④ ③の「店舗等」において、日本標準産業分類による以下の業種のいずれかに該当する事業を実施していること（「卸売業・小売業」、「生活関連サービス業」、「医療・福祉」、「不動産取引業」、「技術サービス業」、「サービス業（政治・経済・文化団体・宗教を除く）」）
- ⑤ 休業または市が認める感染拡大防止策を、原則、すべて実施していること
- ⑥ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと

^{*}公益法人等（法人税法別表第二に該当する法人）及び法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）のうち、従業員規模が中小企業基本法上の中小企業と同程度のものに限る。

感染拡大防止策

- ① 飛沫感染の防止（マスク着用の徹底や従業員用マスク購入、配付、消毒薬の使用等）
- ② 接触感染の防止（店舗等の消毒、手洗い等の励行、ソーシャルディスタンスの確保等）
- ③ 発熱者等の店舗等への入場制限（検温の実施による出勤・入場規制等）
- ④ 3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止（コロナ対策としての換気・入場制限等）

対象期間

令和2年5月7日以降の取組み

※当面の間、感染拡大防止策の継続的な実施をお願いいたします。

申請書類

- 1 申請書兼請求書
- 2 事業実態等を証明する書類
- 3 本人確認書類
- 4 感染拡大防止策の実施を証明する書類
- 5 誓約書兼振込依頼書
- 6 通帳の写し

申請方法（申請期間：5月25日（月）～7月31日（金）まで）

- ・感染拡大防止のため、申請は郵送でのみ受け付けております。
- ・申請先 〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28
武蔵野市役所 感染拡大防止中小企業者等緊急支援金担当
- ・緊急支援金コールセンター 0422-60-1951
- ・申請関係書類は、市HPからダウンロードできるほか、武蔵野市役所産業振興課、武蔵野市役所1階受付、吉祥寺市政センター、武蔵境市政センター、武蔵野商工会議所の窓口で配布しています。



申請関係書類は市HPからもダウンロードいただけます。

武蔵野市感染拡大防止中小企業者等緊急支援金 対象事業所リスト

※ ここにあげた以外にも対象となる事業があります。詳しくはコールセンターにご相談ください。

※市制度の対象判定については、日本標準産業分類の大分類を基準としています。その内、市で規定した分類について対象となります。

※都の感染拡大防止協力金の対象判定は施設類型が基準となりますが、必ずしも日本標準産業分類と合致するものではありません。

以下の事業所は、原則として武蔵野市の緊急支援金の **対象** です。

種類	施設	都	市	備考
生活必需 物資販売 施設	食料品売り場	対象外	対象	「卸売業、小売業」に該当するため。
	コンビニエンスストア	対象外	対象	「卸売業、小売業」に該当するため。
	スーパーマーケット	対象外	対象	「卸売業、小売業」に該当するため。
	酒屋	対象外	対象	「卸売業、小売業」に該当するため。
	雑貨屋	対象外	対象	「卸売業、小売業」に該当するため。
	衣料品店	対象外	対象	「卸売業、小売業」に該当するため。
	靴屋	対象外	対象	「卸売業、小売業」に該当するため。
	文房具屋	対象外	対象	「卸売業、小売業」に該当するため。
	百貨店（生活必需品売り場）	対象外	対象	「卸売業、小売業」に該当するため。
	ホームセンター（生活必需品売り場）	対象外	対象	「卸売業、小売業」に該当するため。
	ガソリンスタンド	対象外	対象	「卸売業、小売業」に該当するため。
	ショッピングモール（生活必需品売り場）	対象外	対象	「卸売業、小売業」に該当するため。
	卸売市場	対象外	対象	「サービス業（他に分類されないもの）」の「その他のサービス業」に該当。
その他	理髪店	対象外	対象	「生活関連サービス業」に該当するため。
	美容院	対象外	対象	「生活関連サービス業」に該当するため。
	クリーニング店	対象外	対象	「生活関連サービス業」に該当するため。
	不動産屋	対象外	対象	「不動産業、物品賃貸業」のうち「不動産取引業」に該当。
	銭湯（公衆浴場）	対象外	対象	「生活関連サービス業」に該当するため。
	獣医	対象外	対象	「学術研究、専門・技術サービス業」の「技術サービス業」に該当。
	本屋	対象外	対象	「卸売業、小売業」に該当するため。
	花屋	対象外	対象	「卸売業、小売業」に該当するため。
	たばこ屋（たばこ専門店）	対象外	対象	「卸売業、小売業」に該当するため。
	修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	対象	「サービス業（他に分類されないもの）」の「機械等修理業」に該当。衣類等修理の場合も、「生活関連サービス業」に該当するため対象。
	家電販売店	対象外	対象	「卸売業、小売業」に該当するため。
	園芸用品店	対象外	対象	「卸売業、小売業」に該当するため。
	自動車販売店、カー用品店	対象外	対象	「卸売業、小売業」に該当するため。
	自転車屋	対象外	対象	「卸売業、小売業」に該当するため。
	鍵屋	対象外	対象	「卸売業、小売業」に該当するため。
	100円ショップ	対象外	対象	「卸売業、小売業」に該当するため。
	駅売店	対象外	対象	「卸売業、小売業」に該当するため。
	家具屋	対象外	対象	「卸売業、小売業」に該当するため。
	ペットホテル	対象外	対象	「生活関連サービス業」に該当するため。
	ランドリー	対象外	対象	「生活関連サービス業」に該当するため。
ブライダルショップ	対象外	対象	ブライダル用品の販売の場合は、「卸売業、小売業」に該当するため対象。 ブライダル用品レンタルの場合は、「不動産業、物品賃貸業」の「物品賃貸業」に該当するため対象外。	
結婚式場（貸衣装含む）	対象外	対象	「生活関連サービス業」に該当するため。	
葬儀場・火葬場	対象外	対象	「生活関連サービス業」に該当するため。	
ごみ処理関係	対象外	対象	「サービス業（他に分類されないもの）」の「廃棄物処理業」に該当。	
社会福祉 施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	対象外	対象	「医療・福祉」に該当するため。ただし幼保連携型認定こども園は、「教育、学習支援業」に該当するため対象外。 ※市立保育園は除く
	老人福祉法・介護保険法関連の施設	対象外	対象	「医療・福祉」に該当するため。
	障害福祉サービス等事業所	対象外	対象	「医療・福祉」に該当するため。
	学童クラブ	対象外	対象	「医療・福祉」に該当するため。
	障害児通所支援事業所	対象外	対象	「医療・福祉」に該当するため。
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	対象	「医療・福祉」に該当するため。
	婦人保護施設	対象外	対象	「医療・福祉」に該当するため。
	その他の社会福祉施設	対象外	対象	「医療・福祉」に該当するため。
医療施設	病院	対象外	対象	「医療・福祉」に該当するため。
	診療所	対象外	対象	「医療・福祉」に該当するため。
	歯科	対象外	対象	「医療・福祉」に該当するため。
	薬局	対象外	対象	「卸売業、小売業」に該当するため。
	鍼灸・マッサージ	対象外	対象	「医療・福祉」に該当するため。
	接骨院	対象外	対象	「医療・福祉」に該当するため。
	柔道整復	対象外	対象	「医療・福祉」に該当するため。